

浦尾社長のコラム

異常事態宣言 II

前回より、9年ぶりに感じる「たるみ」に対する危機感です。

4月に高速道路での追突事故が2件発生しています。
事故内容は周知されていると思いますが、

「たまたま、相手方が死亡しなかった」事故と、
「たまたま、当方が死亡しなかった」事故です。

ただし、事故の発生原因は「たまたま」では有りません。
2件共に、スマホの注視が原因で、
起こるべきことをして、起こした事故です。



同じことをしている皆さんへ、
考え方が、少し安易すぎませんか？
「他人の運命を、勝手に変えてしまう」様になることをしているんですよ！！
今まで「たまたま」事故になっていないだけで。

2名共、永年に渡って会社に大きく貢献してくれてきた、ドライバーさんです。
だから、なおさら残念でなりません。
タラレバですが、スマホさえ見ていなければ、何事もない日常だったはずですよ。

試してもらうのは困りますが、2秒、3秒の短時間でも、
目をつぶっての運転は恐ろしくてとても出来るものではありません。
何秒間、目をつぶって(=スマホを注視して)いたのでしょうか！？

ヒューマンエラーは、仕方のないことだと思います。
ただし、確率を限りなく「0」に近づけるように、
皆さんと二人三脚で改善に向かっているつもりです。
「必然的」に悪い結果を招くことは、今すぐに止めてください。

この2件を含め、今期に入って半年で5件の人身事故が発生しています。
ハインリッヒの法則(←知ってるよね)で逆算すれば、
約150件の小さな事故と、1,500件の「ヒヤリハット」の結果となります。
一人あたりで換算すれば、半年で5件の「ヒヤリハット」です。

普通の運転では、すぐにカウントしてしまう数字です。
プロの「防衛運転」で、限りなく「0」に近づけて下さい。

再度、再度、再度、
皆さんは、家庭を守るために働いているのです。
大切なものが何かを良く考えて、
くれぐれも、「本末転倒」にならない様な行動を選択しましょう。

人は、後からの大きなメリットよりも、目先の小さなメリットを選びがちです。
プロの仕事で、前に進んでください。

追記：後回しになりましたが、
営業の数字は11月から3月まで、ほぼ予定通りで順調に推移しています。
こちらは、皆さんの良いパワーがいかんなく発揮してもらえた結果です。
ありがとうございます。更に、良い方向に舵を切っていきますよ！

大丈夫！俺は絶対携帯電話やスマホを走行中に操作しても事故は起こさないから！！

上期に発生した5件の人身事故のうち2件は携帯電話操作が原因なのです。

◇【携帯依存症】数秒の脇見が一瞬を狂わす恐ろしい症状

近年、交通事故の要因の一つとして携帯依存症というものが挙げられます。死亡事故をも引き起こすこの症状はとても恐ろしい病気です。どんな症状なのか。また対策方法はあるのか。という事を知って安全運転に役立てたいですね。ドライバーは必見の情報です。

◆運転中でもやめる事ができなくなる症状

交通事故を引き起こす原因の一つに携帯電話の使用が挙げられます。道路交通法の中には、『運転中の携帯電話の使用（通話やメール・画像の閲覧）が禁止され罰則が強化された』という事が記載されています。それにも関わらず、未だに携帯電話が原因で交通事故を起こす人がいます。中には死亡事故に至るケースもあり深刻化しています。事故を起こしてから気づくことが多いのですが、携帯電話が気になって仕方がなかったというパターンがあります。**携帯依存症**というものです。ビジネス上の連絡や友人とのコ

触を怠り、運転中に支障をきたし、死亡事故まで引き起こしかねないこの症状は非常に危険なものです。

◇携帯電話依存症の主な症状

良く耳にする携帯依存症ですが、運転に支障をきたす程の症状とは一体どんなものなのでしょうか。主に見られる症状は2つあります。

1つ目は**精神的な不安定**というものです。これは常に携帯電話が気になり、チェックしたいという

気持ちが強くなるものです。さらに、使用できない状況にあるというだけで落ち着かなくなるということもあります。重度になればパニック障害を引き起こす事もあります。

2つ目は**即レス**という見えない圧力です。携帯電話を使用している人達の中で出来上がってしまった暗黙のルールに、即レスというものがあります。即レスとは、受信したらすぐに返信するというものです。その為、運転中であろうが受信があると『返信をしなくては行けない。』と、いう圧力みたいなものにとらわれ行動してしまいます。本来即レ

スというルールは存在していません。

この2つの症状ゆえに、運転中でも携帯電話を操作し交通事故を引き起こしてしまう事があります。

◆交通事故を起こさない為にしなくては行けない事

携帯電話が原因の交通事故を起こさない為には何ができるのでしょうか。

◇罰則を知り自覚する

道路交通法では、自動車や原動機付き自転車の運転中に『**携帯で通話をする事**』『**画面を注視する事**』が禁止されています。渋滞中や赤信号で停車中も同様に当てはまります。また、これらが原因で起きた事故については

『**3か月以下の懲役か5万円以下の罰金**』があります。ただし、罰金については反則金の支払いをしなかった場合です。

《反則金の内訳》

大型車→7,000円

普通車・自動二輪→6,000円

原動機付き自転車→5,000円

◆事故を起こした時の事を想定
する

仮に 60 kmで走行していたとして、メール送信のために 3秒ほど携帯を見たとします。この時の脇見運転の距離はどれくらいになるでしょうか？

《時速 60 km×1000m (km→m に換算) ÷ 3600 秒 (時間→秒に換算) × 3 秒 (携帯を見た時間) 》 = 50m

になります。

この 50mの脇見運転の間に道路状況は刻々と変わります。『信号が青から赤になる』『路地から人が飛び出して来る』『前方の車が停車する』『隣を走っていたはずの車が車線変更をし、前に入る』など考えられる状況はいくらでもあります。それらを無視して時速 60 kmのまま進むなら、甚大な被害が出る事は容易に想像つきます。「見てなかった…」では済まない一生ものの償いをする事になるかも知れません。

そういう自覚を持って車に乗るなら、交通事故を引き起こす原因を作らずに済むのではないのでしょうか。



◇携帯電話依存症 ～一生を狂わす恐ろしい病気～

『たったの数秒だから大丈夫』『ちゃんと前を向いて運転しているから事故は起こさない』という自己過信は交通事故の引き金に指をかけている様なものです。そんな状態での運転は注意力が散漫になり、いつ事故を起こしてもおかしくありません。また、極度の携

帯電話依存症になっているなら『運転をしない』等然るべき方法を取らざるを得ないといけないかも知れません。

運転は自分や他人の命に関わる大切な事ですので、過信や気の緩みは避けなくてはなりません。

少しの脇見運転が一生を台無しにする事になり得ます。

ドライバーの手記

重大人身事故を起こして

私は、広川工業団地交差点右折時 中学3年生の女の子をトラックで引いてしまうという大きな事故を起こしてしまいました。皆様には、多大な迷惑と心配をかけたこと申しわけありません。

起こして過ごしたこの一週間心身共にいろいろとありました。まずその自分がしてしまった事の重大さに気が変になりそうでした。相手方の女の子は本当に完治するだろうか、傷は残らないうつが後遺症は残らないうつが、この事故の罪を許し怒りを現れてもらえるだろうか そればかり考えていました。

胃、頭体のあちこちが痛み出しお腹は空かなりし 空いても、20食べると受け付けなくなり 気持は不安定で相手側の経過がよくわからないので、よけいに心配で 眠れず 眠ても長い時間は眠れなくて目が覚めるとそのまま朝という毎日でした。

このような日々を耐えることができたのは、やはり家族の支えがあったからです。事故の報告を家内にした時は本当に辛かったです。それを聞いた娘もかなりショックを受けたようで事故当日 帰った日は気丈に迎えてくれた 家内に対しいつも 家内と同じように「おかしなさい」と言ってくれていた娘は部屋から出てきませんでした。

家族までも不幸のどん底に落ちてしまったことに申しわけなさでいっぱいでした。その夜ベットで明日 相手方にお詫びに行っても完治はしないうつがことと言われたら、い、そのこと家には帰えろずと思、朝を迎えました。「行ってらっしゃい」と送り出してくれた家内、やはり娘の姿はよく車に乗り込み、エンジンをかけたところで窓ガラスのところに娘が窓をあけると、アチャコを入れた袋を手渡しなが「行ってらっしゃい、気を付けて」と送り出してくれました。

うれしかった 本当にうれしかった。

また帰ってこようと心から思いました。

とり様な罰を受けようとも私は家族と一緒にいたいと思います。また事故に関する事はなにも進んでいませんが、いつの日か娘さんの「がが 完治してっし」と詫言ってもらえるよう毎日祈っています。